

相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 相模原市条例第14号

相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例

(相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例(平成12年相模原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第182条第2項」の次に「及び第3項」を、「もの」の次に「並びにその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」を加える。

第7条第1項中「存する文化財(」の次に「法及び県条例の規定により指定されたもの、法の規定により登録されたもの並びに」を加え、「認める」を「される」に改め、「として」の次に「相模原市文化財登録簿に」を加える。

第8条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条第1項中「又は登録を解除する」を「を解除し、又はその登録を抹消する」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「市指定文化財に指定された」を「法若しくは県条例の規定による指定、法の規定による登録又は市指定文化財の指定を受けた」に、「解除された」を「抹消された」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「又は登録の解除」を「の解除又は登録の抹消」に、「前2項」を「前項」に、「解除の」を「抹消の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「前項で」を「前項において」に、「又は登録の解除」を「の解除又は登録の抹消」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「すべて」を「全て」に、「又は登録は解除された」を「は解除され、又は登録は抹消された」に改め、同項を同条第7項とする。

第31条第1項第2号中「解除」を「抹消」に改め、同条第2項中「第5項及

び第 8 項」を「第 4 項及び第 7 項」に改める。

(相模原市屋外広告物条例の一部改正)

第 2 条 相模原市屋外広告物条例(平成 14 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号中「第 182 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「神奈川県又は」を「神奈川県が条例の定めるところにより指定し、若しくは」に、「指定若しくは登録した地域」を「指定し、若しくは登録した地域」に改め、「並びに」の次に「神奈川県が」を加え、「指定若しくは登録した建造物」を「指定し、又は市が条例の定めるところにより指定し、若しくは登録した建造物」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の相模原市文化財の保存及び活用に関する条例(以下「旧文化財条例」という。)の規定により登録されている相模原市登録文化財又は認定されている保持者若しくは保持団体(次項の規定の適用を受けるものを除く。)は、同条の規定による改正後の相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の相当規定により登録され、又は認定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧文化財条例の規定により登録されている相模原市登録文化財であって、神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)の規定により指定され、又は文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により登録されているものに係る旧文化財条例の規定による登録又は保持者若しくは保持団体の認定は、この条例の施行の日において解除されたものとみなす。